

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年9月6日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「H30.9月6日（徳島新聞朝刊に記載された（新天皇及び悠仁さまに関する）記事を公文書請求書に添付する行為を（違法）とする南部総合県民局〇〇より通達した伺い及び連絡書復命含む（著作権）を指導した書類含む。」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年9月20日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「公開請求に係る公文書を保有していないため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年9月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月12日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

あるべき書類（指示する以上は書類及び条例等があるはず）書類を隠したため。

〇〇による、天皇陛下に関する新聞記事に対して、著作権があると主張したため、それら行為に関する関係書類に基づき指導したものと推察したため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の経緯

平成30年9月6日、審査請求人から、本件請求とは別の公文書公開請求書に添付したいので、徳島県南部総合県民局阿南庁舎ロビー備付け新聞記事を複製して交付するように求められたが、著作権法上の問題があることから、地域創生部（阿南庁舎）の職員がこれを口頭により断ったところ、本件請求が行われたものである。

2 本件処分の理由

審査請求人は、1の対応を行うことを徳島県南部総合県民局地域創生部〇〇が職員に対し指示した文書及び当該対応に係る復命書の公開を求めて本件請求を行ったものである。しかし、当該対応は、職員が著作権法の規定に照らし口頭により応答したものであるもので、その応答をするに当たって準拠した文書は存在しない。また、窓口で行われた応対に関して、特段の必要性がなければ、復命書等を作成することもないので、当該事案については、そのような文書も存在しない。

したがって、実施機関は、本件公文書を保有しておらず、条例第7条第2号に該当することから、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月12日	諮問
令和6年8月29日 第2部会（第14回）	審議
同 年 9 月 2 7 日 第2部会（第15回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

本件請求は、平成30年9月6日に徳島県南部総合県民局地域創生部〇〇が新聞記事の複写を断った職員に指示した文書及び当該対応に係る復命書の公開を求めるものであり、審査請求人はあるべき書類を隠したと主張している。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る公文書は保有していないと主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 本件請求の対象となる公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、本件窓口対応については、職員が著作権法の規定に照らし口頭により応答したものであり、その応答をするに当たって準拠した文書は存在せず、特段の必要性がなければ、復命書等を作成することもないので、請求に係る文書は保有していないとのことである。

新聞記事には著作権があり、記事や写真を複製利用するには著作権者の許諾が必要となっていることは全庁的に周知されていることであり、県と著作権者との許諾契約では組織外の者への譲渡は認められていない。

また、窓口対応に関する県民からの相談や対応状況の全てについて、記録を作成することは合理的ではないことから、復命書等を作成していないとの実施機関の説明も何ら不自然なことではない。

以上により、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風 雲	弁護士	
榑本 久実	税理士	